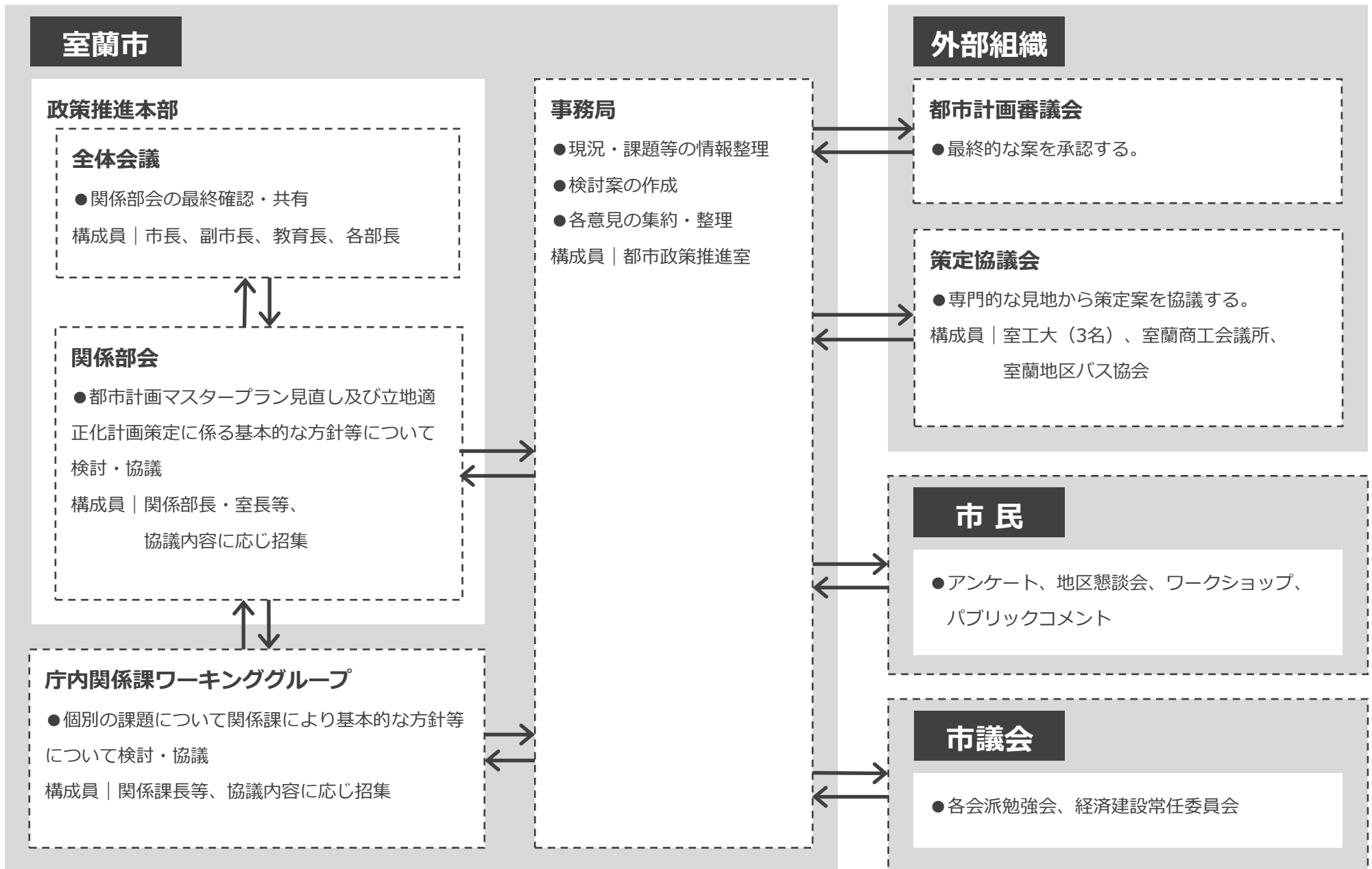


室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定体制



室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定に係る
関係部会 設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「室蘭市政策推進本部」設置要綱第6条第1項の規定に基づき、「都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく室蘭市都市計画マスタープランの見直し及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく室蘭市立地適正化計画の策定」（以下「計画等」という。）を円滑かつ適切に進めるために設置する「室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定に係る関係部会」（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画等に係る市の基本的な方針に関すること。
- (2) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、前条の所掌事項に係る検討・協議内容に応じて、総務部長、企画財政部長、生活環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市建設部長、港湾部長、水道部長、病院事務局長、教育部長、消防長、行政マネジメント推進室長、都市政策推進室長のうちから、座長が指名した者をもって、適宜、会を組織する。

2 部会に座長を置き、座長は都市建設部長とする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、審議のため必要があると認めるときは関係職員の出席を求めることができる。

(庁内関係課ワーキンググループ)

第5条 座長は、第2条に定める事項に関し必要に応じ、庁内関係課ワーキンググループを置くことができる。

2 庁内関係課ワーキンググループに、座長を置き、都市政策推進室長をもって充てる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、都市建設部都市政策推進室都市政策推進課に置く。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年7月3日から施行する。

室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定に係る
庁内関係課ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定に係る関係部会」設置要項第5条第1項の規定に基づき設置する「室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定に係る庁内関係課ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 WGは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画等に係る市の基本的な方針に関すること。
- (2) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 WGは、前条の所掌事項に係る検討・協議内容に応じて、別表第1に掲げる室及び課に属する職員のうちから、座長が指名した者をもって、適宜、会を組織する。

2 WGに座長を置き、座長は都市政策推進室長とする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、審議のため必要があると認めるときは関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、都市建設部都市政策推進室都市政策推進課に置く。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

部	室	課
	行政マネジメント推進室	行政マネジメント推進課
総務部		総務課
		防災対策課
企画財政部		企画課
		ICT 推進課
		財政課
		管財契約課
		市税課
生活環境部		地域生活課
		環境課
		戸籍住民課
保健福祉部		高齢福祉課
		障害福祉課
		子育て支援課
		健康推進課
		看護学院学務課
経済部		産業振興課
		農水産課
		観光課
都市建設部	都市政策推進室	都市政策推進課
		土木課
		建築課
		建築指導課
		市営住宅課
港湾部		総務課
		港湾政策課
水道部		総務課
		水道施設課
		下水道施設課
市立室蘭総合病院		総務課
教育部		総務課
		学校教育課
		生涯学習課
		図書館
		学校給食センター
消防本部		総務課
		警防課
		予防課